

第35回栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和2(2020)年11月24日(火) 17:00~

場所 県庁舎本館8階 危機管理センター本部室

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について
- (2) 今後の対応について
- (3) その他

3 閉会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	野井 祐一
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	海老名 英治
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	國井 隆弘
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男

人事委員会事務局長 熊倉 精介

監査委員事務局長 加藤 高

労働委員会事務局長 松崎 稔彦

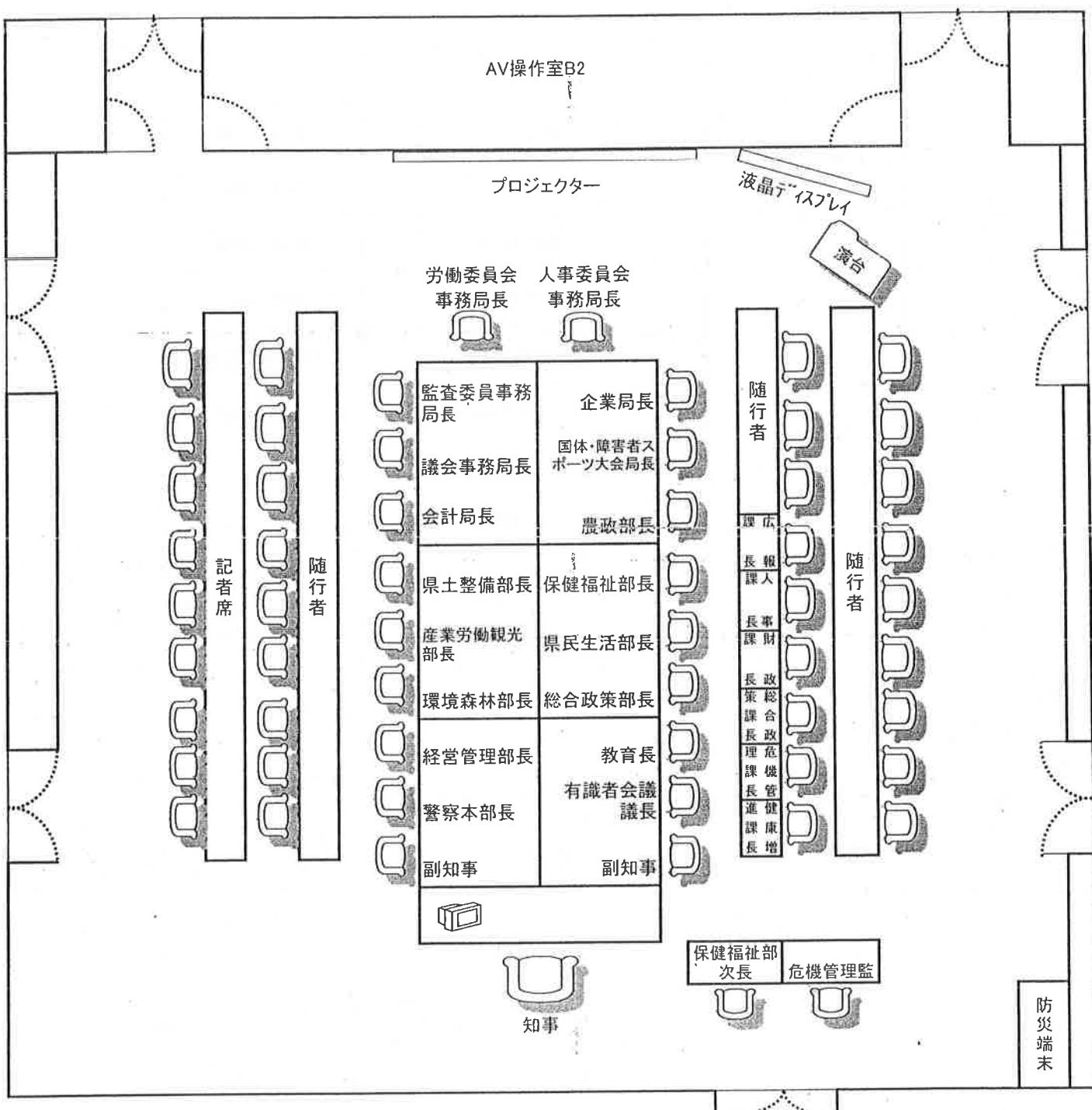
危機管理監 松村 誠

保健福祉部次長 関本 充博

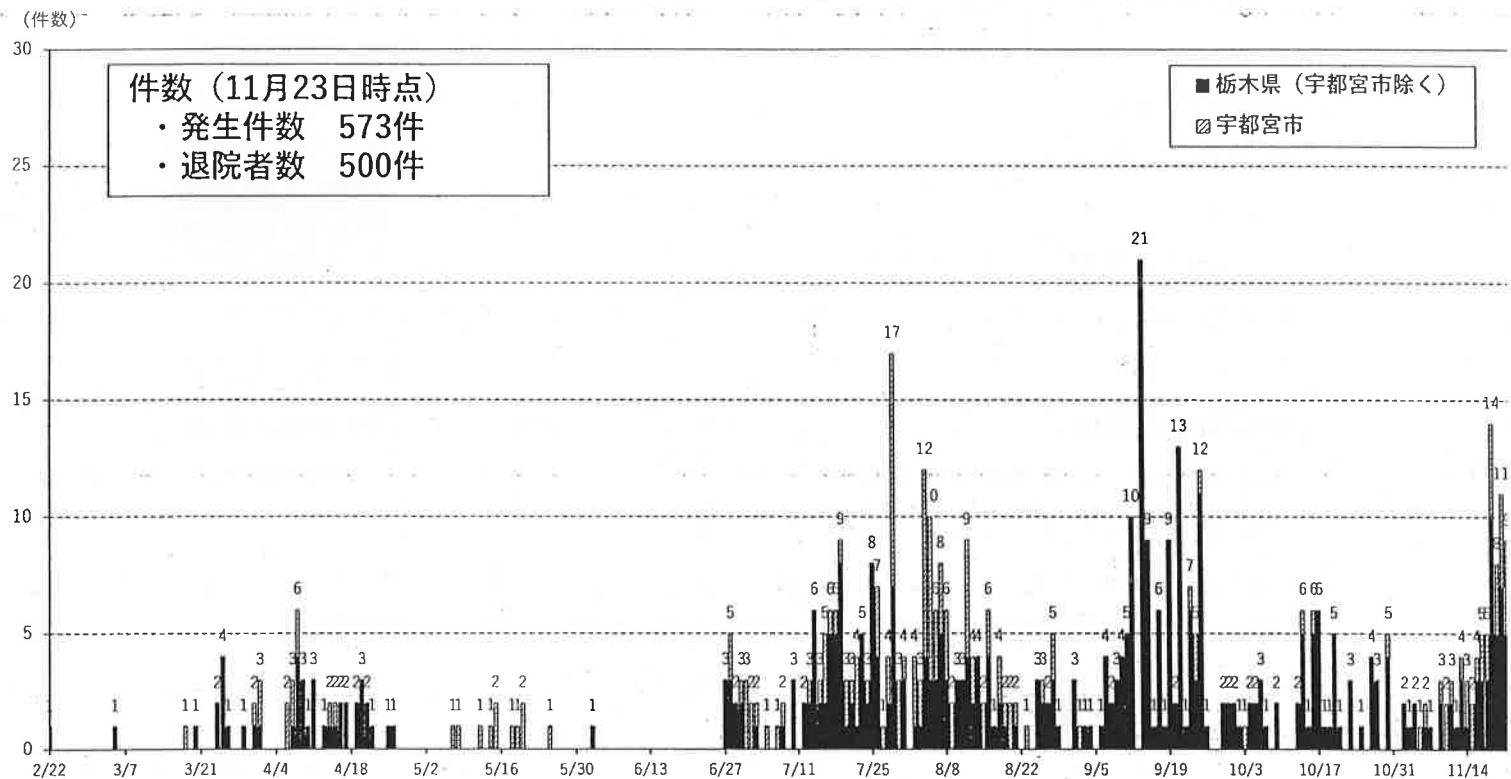
栃木県新型インフルエンザ等対策有識者会議 議長

稻野 秀孝

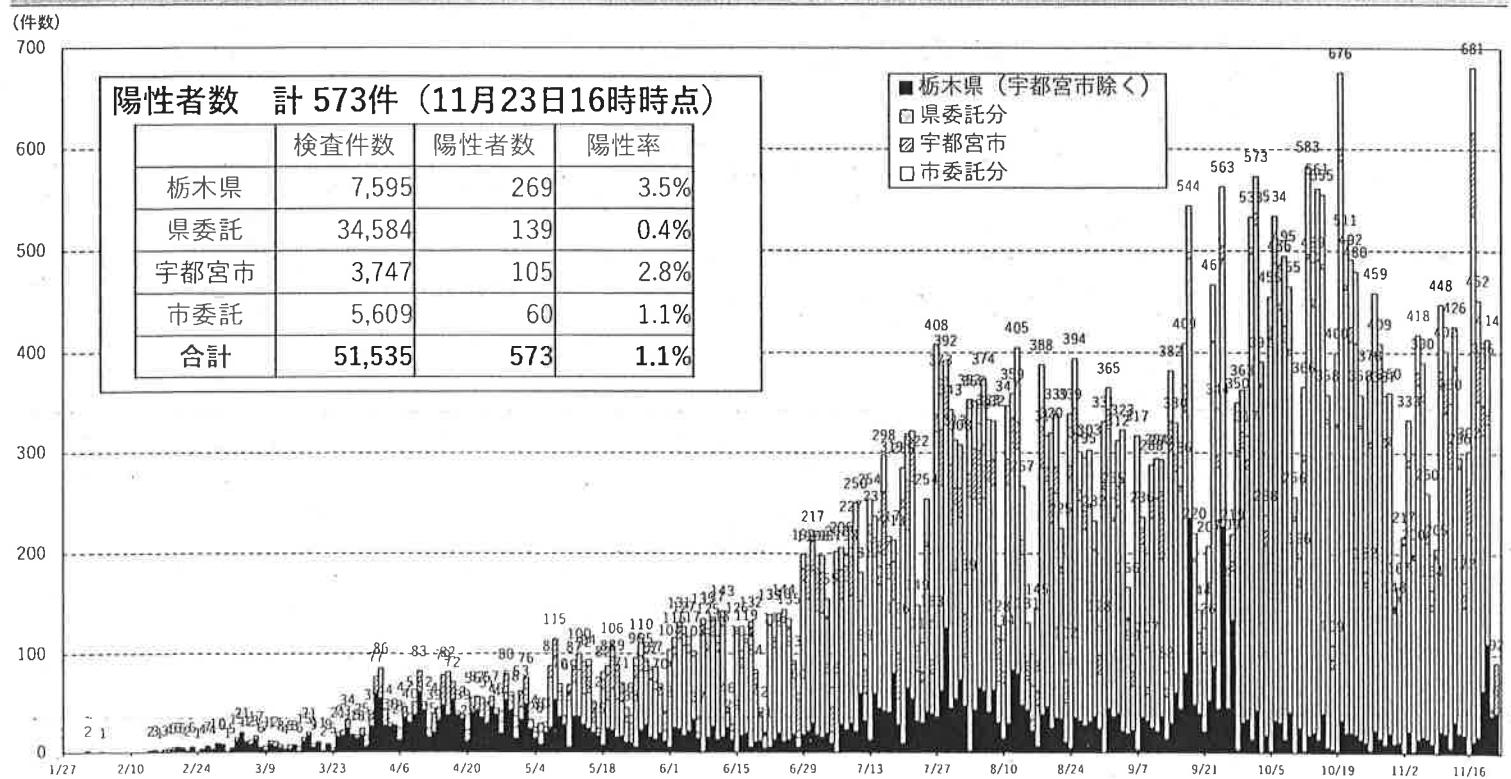
本部会議座席表(危機管理センター本部室)



栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る発生状況



栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る検査件数



警戒度モニタリング状況等について

1 警戒度指標の状況（令和2(2020)年11月23日現在）

指標	現状		警戒度
新規感染者数（直近1週間）	53人	11/17～11/23	感染厳重注意
新規感染者数（直近1週間と先週1週間の比率）	2.8	11/17～11/23:53 11/10～11/16:19	感染警戒
感染経路不明割合（直近1週間）	43.4%	11/17～11/23	感染厳重注意
検査陽性率（直近1週間）	2.5%	11/17～11/23	感染観察
病床の稼働率	24.9%	11/23	感染拡大注意
重症病床の稼働率	17.1%	11/23	感染拡大注意
確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合	12.2%	11/23	感染観察

- 新規感染者が急増し、感染厳重注意レベルになっている。
- 事例の半数程度が感染経路不明となっている。
- 病床の稼働率が、感染拡大注意レベルに増加しており、重症病床の稼働率も増加傾向にある。

2 国内の発生動向

- 新規感染者数は、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなり、過去最多の水準となっている。
- 感染拡大のスピードが増しており、このまま放置すれば、更に急速な感染拡大に至る可能性があり、厳しい状況が続いている。

【11月19日新型コロナウィルス感染症対策アドバイザリーボード資料より】

3 近隣都県の新規感染者数（11月16日～11月22日）

- 茨城県（11/21, 66件）、埼玉県（11/21, 173件）、東京都（11/21, 539件）では、過去最多の1日当たり新規感染者数を確認している。
- 1日当たり新規感染者数について、福島県では過去2番目に高い12件（11/18）、群馬県では過去5番目に高い22件（11/20）を確認している。

4 評価

- 新規感染者が急増しており、感染経路不明のケースが半数程度あること、また、病床・重症病床の稼働率が増加傾向にあり、より強い注意が必要な状況であることから、警戒度レベルを「感染厳重注意」に引き上げる。
- なお、本県の新規感染者数に係る警戒度基準は、早めに警告を行うため、国分科会が8月に示した目安より厳しく設定しているところであり、本県の現状について、国の「ステージ3」に相当するものではないことに留意が必要である。

(参考) 新規感染者数に係る国の「ステージ3」の目安と栃木県の状況

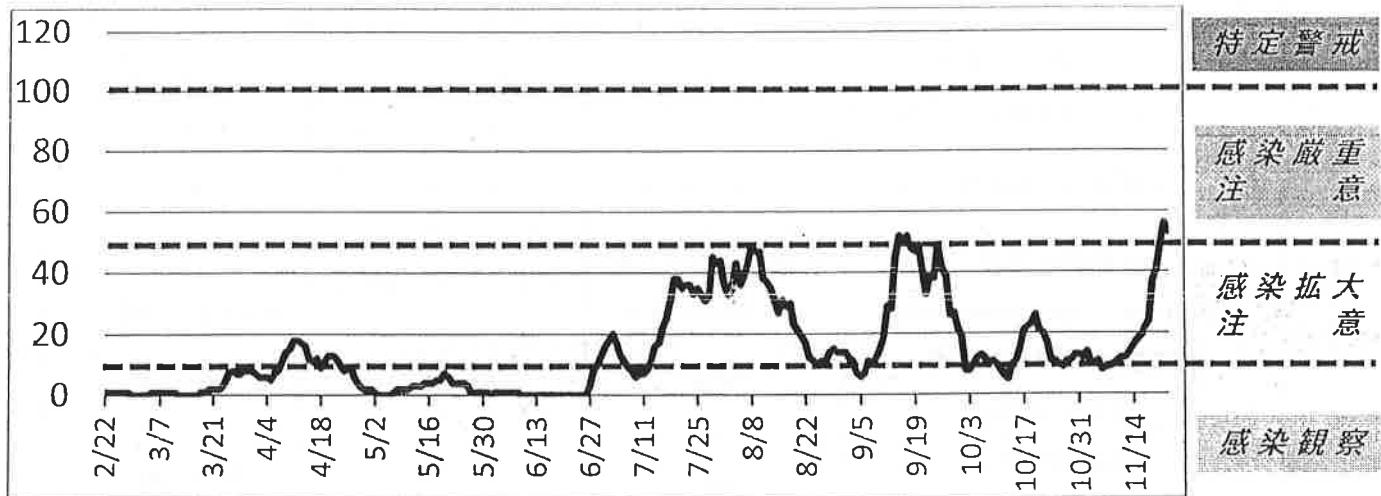
		国の 「ステージ3」	栃木県	
			「感染厳重注意」	現状(11/17～23)
国	人口10万人当たり 1週間の新規感染者数	15人以上	(2.6人以上)	(2.7人)
県	1週間の新規感染者数	(291人以上)	50人以上	53人
	新規感染者数 直近1週間と先週1週間の比較	直近1週間が先週 1週間より多い	比率として1.5以上	2.8 直近53人、先週19人
	感染経路不明者の割合 (直近1週間)	50%	40%以上	43.4%
	検査陽性率 (直近1週間)	10%	5%以上	2.5%
	病床の稼働率	25%以上	25%以上	24.9%
	重症病床の稼働率	25%以上	25%以上	17.1%
国	人口10万人当たりの 全療養者 ^{*1} 数	15人以上	(7.7人以上)	(3.8人)
県	確保病床数・宿泊療養室数 に対する療養者数の割合	(48.7%以上)	25%以上	12.2%

* 1 全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

感 染 状 況

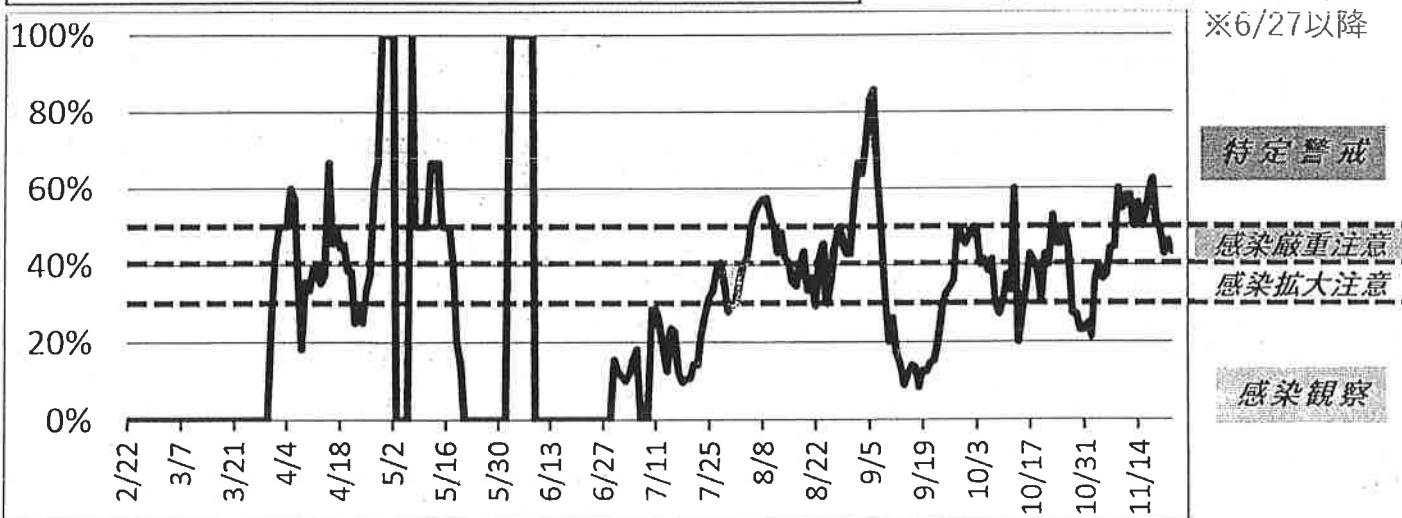
新規感染者数（直近1週間）

現在値 53人 (11/17~11/23)
過去最大値 56人 (11/16~11/22)



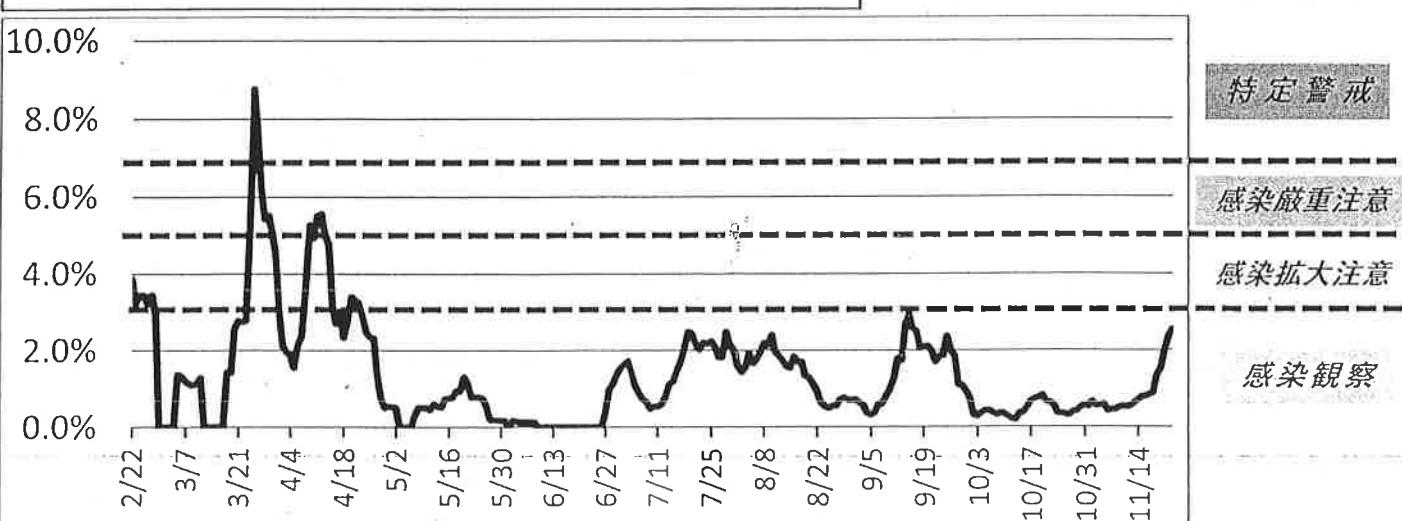
感染経路不明割合（直近1週間）

現在値 43.4% (11/17~11/23)
過去最大値 85.7% (8/31~9/6)



検査陽性率（直近1週間）

現在値 2.5% (11/17~11/23)
過去最大値 8.8% (3/19~3/25)

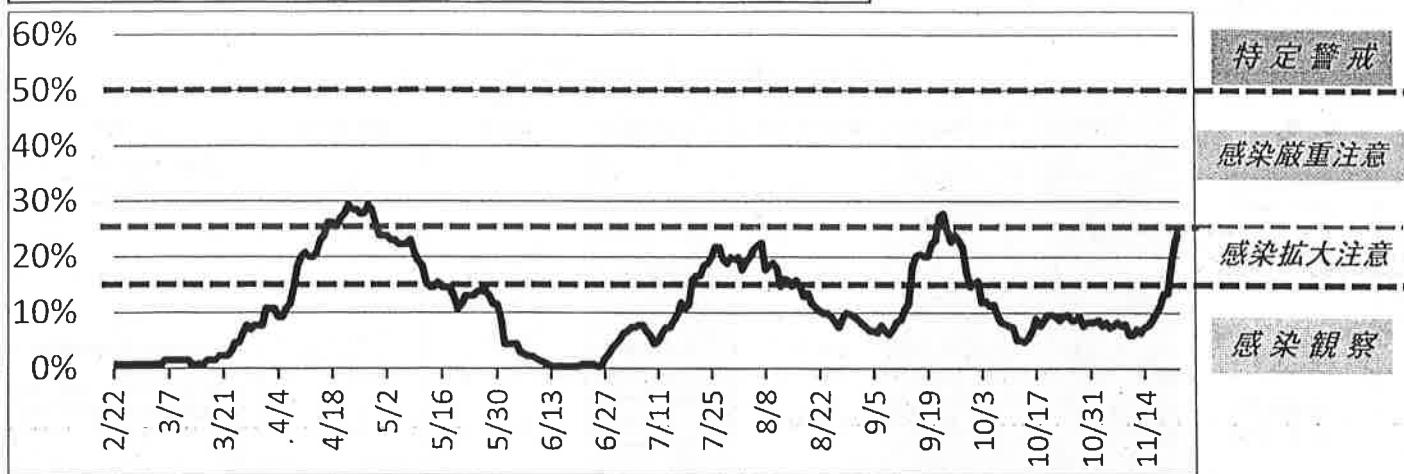


※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

医療提供体制

病床の稼働率

現在値 (78床) 24.9% (11/23)
過去最大値 29.2% (4/27)

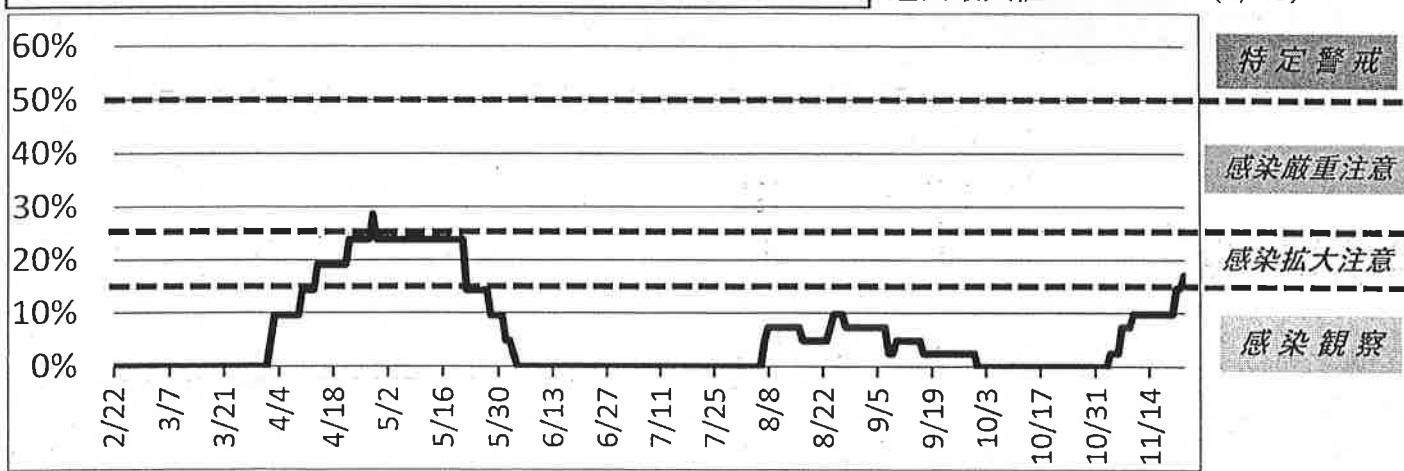


※受入病床数：5/31までは130床、6/1から271床、8/8から311床、9/16から313床

※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

重症病床の稼働率

現在値 (7床) 17.1% (11/23)
過去最大値 28.6% (4/28)

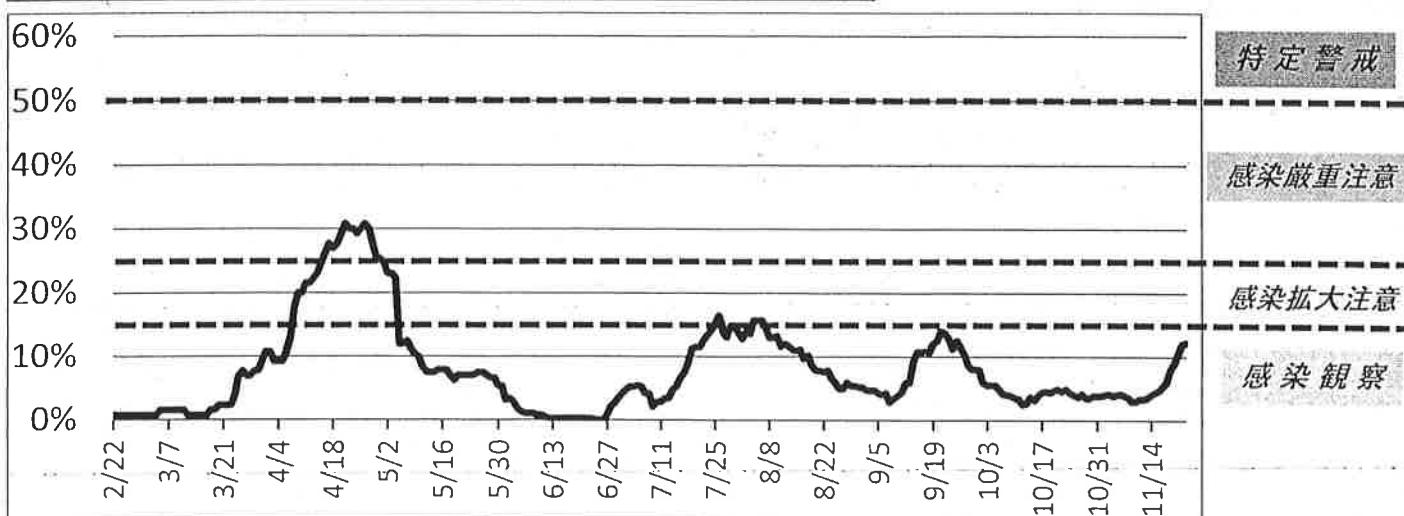


※重症病床数：5/31までは受入病床130床のうち21床、6/1から受入病床271床のうち41床、8/8から受入病床311床のうち41床、9/16から受入病床313床のうち41床

※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合

現在値 12.2% (11/23)
過去最大値 30.8% (4/21、4/26)



※確保病床数・宿泊療養室数：5/4までは130床・室、5/5から241床・室、6/1から381床・室、8/8から422床・室
9/8から595床・室、9/16から597床・室

新型コロナ警戒度基準

○県内の感染拡大状況を判断するため、有識者の意見を踏まえ、栃木県独自の指標を設定
 ○感染拡大状況を判断するための警戒度に関する各指標の判断基準及び警戒度に応じた行動基準を設定
 ⇒各指標の推移や近隣都県の感染状況等を踏まえ、警戒度レベルを総合的に判断
 ※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

警戒度に関する判断基準

指標	特定警戒	感染厳重注意	感染拡大注意	感染観察	現在値	過去最大値	備考
感染状況	新規感染者数 (直近1週間)	100人以上	50人以上	10人以上	10人未満	53人 (11.17-11.23)	56人 (11.16-11.22) 感染厳重注意のレベルを、人口10万人あたり2.5人(新たな流行シナリオにおける社会への要請を開始するタイミング)とした
	新規感染者数 直近1週間と先週1週間の比率	2.0以上	1.5以上	1.0超	1.0以下	直近53人 先週19人 比率2.8	-
	感染経路不明割合 (直近1週間)	50%以上	40%以上	30%以上	30%未満	43.4% (11.17-11.23)	85.7% (8.31-9.6) 過去最大値は6/27以降の数値を使用
	検査陽性率 (直近1週間)	7%以上	5%以上	3%以上	3%未満	2.5% (11.17-11.23)	8.8% (3.19-3.25) 特定警戒のレベルを、千葉大学による「7%未満の陽性率を保つことが、死亡者数の抑制に重要」という発表を参考に設定
医療提供体制	病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	24.9% (11.23)	29.2% (4.27) 受入病床数：313床（9/16現在）
	重症病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	17.1% (11.23)	28.6% (4.28) 受入病床313床のうち 重症病床数：41床（9/16現在）
	確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	12.2% (11.23)	30.8% (4.21-4.26) 確保病床数・宿泊療養室数：597床・室（9/16現在）

各警戒度の状況（イメージ）

項目	特定警戒	感染厳重注意	感染拡大注意	感染観察
状況	感染者数がさらに拡大しており、深刻な医療提供体制の機能不全を招くリスクが高いため、警戒が必要な状態。	感染者数が急増しており、病床ひっ迫のリスクが高いため、より強い注意が必要な状態。	感染者数が拡大傾向にあり、感染経路を特定（推定）できない者の増加や複数のクラスター発生、病床ひっ迫のリスクが高まっているため注意が必要な状態。	感染者の発生は散発的であり、クラスターが発生した場合でも感染経路を特定（推定）できており、病床にも余裕があるため、引き続き観察を行う状態。

警戒度に応じた行動基準

■県民・事業者等に対し、行動基準を踏まえ、感染拡大の特徴に応じた必要な要請を行う。

項目	特定警戒	感染厳重注意	感染拡大注意	感染観察
共通事項	「新しい生活様式」の実践、施設における感染防止対策の徹底を要請			
県民への要請	【法24⑨、45①による要請】 ・不要不急の外出自粛 ・都道府県をまたぐ移動の自粛	【法24⑨による要請】 ・夜間・酒類を提供する飲食店への外出自粛（時間帯や飲食店の特徴を考慮） ・飲食店における人数制限 ・若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底 ※ハイリスクの方には3密の徹底的な回避を要請	【法24⑨による要請】 ・体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控える ・施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける	【法によらない協力依頼】 ・基本的な感染防止対策の徹底
事業者等への要請	【法24⑨、45②による要請】 ・遊興施設、劇場、遊技施設、文教施設、博物館等の休業要請（※条件付での除外もあり得る） ・イベントは、原則開催自粛 ・集会における人数制限	【法24⑨による要請】 ・ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行なう飲食店の休業要請等 ・イベント開催の見直し ・人が集中する観光地の施設等における入場制限等 ・飲食店における人数制限	【法24⑨による要請】 感染拡大防止のための適切な取組を要請 【法によらない協力依頼】 全国的かつ大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼	【法によらない協力依頼】 ・感染拡大防止のための適切な取組を要請 ・全国的かつ大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼
学校生活	休業 又は 分散登校	分散登校 又は 通常登校	通常登校	通常登校

※ ハイリスクの方 = 高齢者、基礎疾患有する方、妊娠している方等

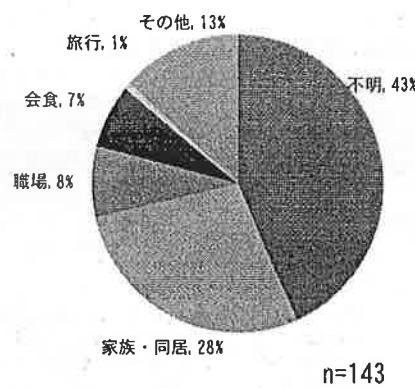
警戒度レベル「感染厳重注意」における対応の検討のポイント

【本県の感染拡大の特徴】

- 最近の感染経路は、不明が最も多く、家族・同居、職場、会食が続いている。
⇒幅広い場面での注意喚起が必要
- 最近、重症者が増加傾向にある。これまでの重症者の中では、高齢者（60歳以上）及び基礎疾患がある方の割合が高い。
⇒ハイリスク者への注意喚起が必要

感染経路（10/1～11/23：143症例）

感染経路	人数
不明	62
家族・同居	40
職場	11
会食	10
旅行	1
その他	19
計	143

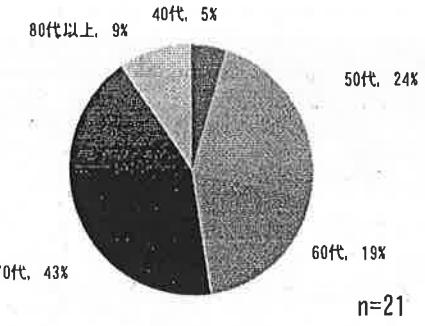


重症者*の状況（11/23時点）

○重症者の割合：3.7%（573人中21人）

○高齢者（60歳以上）の割合：71.4%（21人中15人）

年代	人数
40代	1
50代	5
60代	4
70代	9
80代以上	2
計	21



○基礎疾患がある方の割合：76.2%（21人中16人）

*死亡者を含む

警戒度レベル「感染厳重注意」における対応

① 区域 栃木県全域

※下線部が変更部分

② 期間 令和2(2020)年11月25日（水）～12月31日（木）※終期は予定。状況を見て判断。

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

●県民に対する協力要請（特措法第24条第9項）

- マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請
(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)
- 体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控えるよう要請
- 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
- ハイリスク者（高齢者、基礎疾患を有する方）は上記取組を特に徹底することを要請

●事業者に対する協力要請（特措法第24条第9項）

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組を要請
- 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施を要請

催物（イベント等）の開催に関する協力依頼については別途定める

12/1(火)から2/28(日)のイベントの開催制限等について

11月末までとしていたイベントの開催制限等を原則として、2月末まで維持。
※国の方針変更に伴い、内容等に変更がある可能性あり。

一部について緩和及び内容の明確化等を実施。

- ・飲食を伴うものは「大声での歓声・声援等が想定される」としていたが、「飲食を伴うものの発声がないもの（映画館等）」については、感染防止策等を講じることで収容率100%以内での開催を可能とする。(P.6)
- ・全国的・広域的な人の移動がある、又は参加者の把握ができないイベントについて、具体的な条件を明確化し、それらを担保することで開催可能とする。(P.8)

【12/1から2/28の人数上限等】

- ①全イベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」(P.2,3)を、主催者等が徹底するとともに、参加者も十分理解すること。
- ②各イベントの類型ごとに定められた要件等を満たすこと。

①,②を満たした場合に、下記の人数上限等による開催を可とする。（それ以外は、従来の人数上限とする。）

*全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断

大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント クラシックコンサート、演劇、式典、展示会等 ※必ず年2回以上開催するもの			大声での歓声・声援等が想定されるイベント ロリック・ボソイコンサート、スポーツイベント、公演類似等			大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント 大声での歓声・声援等が想定されるイベント お祭り、野外フェス等		
適切な行動確保ができるもの			適切な行動確保ができるもの			適切な行動確保ができないもの		
収容人数1万人超	収容人数1万人以下	定員設定なし	収容人数1万人超	収容人数1万人以下	定員設定なし	定員設定なし	定員設定なし	定員設定なし
【50%以内】	【5,000人】 又は 【100%以内】 どちらか多い方を採用	密が発生しない間隔 (最低限、人と人とが接触しない程度の間隔)を空けることとする	【50%以内】	・収容定員 【5,000人】又は【100%以内】 ※人々はグループでは密接しない限りは、どちらか多い方を採用	・十分な人と人との間隔(1m)を設けることとする ・移動自由 【5,000人】又は【100%以内】 どちらか多い方を採用	・十分な人と人との間隔(1m)を設けることとする ・当該間隔の確保が困難な場合は、開催について慎重に判断する ・弱強化(?)	・全国的・広域的な移動がある 又は 参加者の把握ができない	・全国的・広域的な移動がない かつ 参加者が把握できる

別紙 1 - 1

イベント開催時の必要な感染防止策 ①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

① マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③ ①、②の奨励	・①、②はイベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④ 手洗い	・こまめな手洗いの奨励
⑤ 消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥ 換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では隣席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 *演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 *混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策 ②

別紙 1 - 2

	<ul style="list-style-type: none"> 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 過度な飲酒の自粛 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑨ 飲食の制限	
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> 入場時の検温、入場を断つ際の払い戻し措置 ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 「接触確認アプリ(COCOA)」ダウンロードや「ともまる安心通知(栃木県新型コロナ対策バーチャルサポート)」のLINE友達登録促進 栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施、「ともまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> 有症状者は出演・練習を控える 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> イベント前後の感染防止の注意喚起 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談 *全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントは事前に県の所管課に相談 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※従来の目安（人数上限5,000人又は収容率50%のいずれか小さいほう）による場合であっても「(2)基本的な感染防止等」及び「(3)イベントの開催の共通の前提」の徹底を行うこと

3

イベントの類型

イベントの類型	イベントの例	人数上限等
大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント	<ul style="list-style-type: none"> 【音楽】クラシック音楽、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート 【演劇】現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等 【舞蹈】バレエ、現代舞踏、民族舞踏 等 【伝統芸能】雅楽、能楽、文楽、人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等 【公演・式典】講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式、卒業式、入社式 等 【展示会】各種展示会、商談会、各種ショーエ <p>※飲食を伴うが、イベント中の発声がないことを前提とした催物(映画館等)(P.6を担保すること)</p> <p>(映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地(絶叫系アトラクション除く)等についても同様の考え方を適用する。)</p>	P.5 ①
大声での歓声・声援等が想定されるイベント	<ul style="list-style-type: none"> 【音楽】ロックコンサート、ポップコンサート 等 【スポーツ】サッカー、野球、大相撲 等 【公営競技】競馬、競輪、競艇、オートレース 【公演】キャラクターショー、親子会公演 等 【ライブハウス・ナイトクラブ】ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント 	P.7 ②
お祭り・野外フェス等	地域の行事、お祭り、花火大会、野外音楽フェスティバル 等	P.8 ③

※上記は例示であり、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

※イベント中(休憩時間やイベント前後を含む。)の食事については業種別ガイドラインで制限し、イベント中に食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント」として取り扱わない。(イベント中発声を伴わないものを除く)

4

① 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベントの要件・人数上限等について

ア 参加者の移動等	イ 要件等	ウ 収容定員	エ 人数上限の目安等
以下の要件を全て満たす場合に限り「エ 人数上限の目安等」によるイベントの開催ができる。			
参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる	<ul style="list-style-type: none"> 類似イベントの開催実績において参加者が飲食・声援等を発し、又は歌唱する等の実態が見られない（開催実績が無い場合は類似イベントに照らし、これが見込まれない）ことについてイベント主催者から十分な説明が行われる。 個別の参加者に対して感染防止対策（P.2.3別紙1）の徹底が行われる。 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が裏付け伊ドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施される。 	1カ人超 1万人以下 1万人超 1万人以下	収容人数の50%以内 5,000人 又は 収容人数の100%以内 どちらか小さい方を限度
参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる			
参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない	同上	定員設定なし	密が発生しない間隔（最低限、人と人が接觸しない程度の間隔）を空けることとする
全国的又は広域的な人の移動が見込まれる 又は 参加者の把握が困難	開催する場合には、十分な人ととの間隔(1m)を設けることとする。 →P.8の条件を全て担保することで開催可能。 当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する。		十分な人ととの間隔(1m)を設けることとする ※当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する。
全国的又は広域的な人の移動が見込まれない かつ 参加者がおよそ把握できる	(人数制限撤廃済 (6/19以降)) P.2.3別紙1「イベント開催時の必要な感染防止策」の取組を徹底する。		

5

飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物(映画館等)における感染防止策

今後、必要な感染防止策（P.2.3）に加え、下記の条件が全て担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提としうる催物に限定して、収容率を100%以内にすることができるることとする。

具体的な条件(感染防止策)

- ① 食事時以外のマスク着用厳守
 - ・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること
 - ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映、アナウンス等で周知すること
 - ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求める
 - ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
- ② 会話が想定される場合の飲食禁止
 - ・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止
 - ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
- ③ 十分な換気
 - ・二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること（野外の場合は確認を要しない）
- ④ 連絡先の把握等
 - ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - ・接触確認アプリ（COCOA）や「とちまる安心通知（栃木県新型コロナ対策バーチャルサポート）」のLINE友達登録促進
 - ・栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施、「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ
- ⑤ 食事時間の短縮
 - ・長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

6

② 大声での歓声・声援等が想定されるイベントの要件・人数上限等について

ア 参加者の基準等	イ 要件等	ウ 収容定員	エ 人数上限の目安等
次以下の条件を全て満たす場合に限り「エ 人数上限の目安等」によるイベントの開催ができる。			
参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる	<ul style="list-style-type: none"> 個別の参加者に対して感染防止対策（P.2.3別紙）の徹底が行われる、 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が義務別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施される。 	1万人超	収容人数の50%以内
参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる	同上	1万人以下	5,000人 又は 収容人数の100%以内 どちらか小さい方を限度 ※四人掛け又は異なるグループ間では座席を前後左右一席は空ける。ただし、5名以内の同一グループ内では座席等の間隔を空ける必要はない。
全国的又は広域的な人の移動が見込まれる 又は 参加者の把握が困難	<p>開催する場合については、十分な人ととの間隔（1m）を設けることとする。 →P.8の条件を全て担保することで開催可能。 し、当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する。</p> <p>（人数制限撤廃済（6/19以降）） P.2.3別紙「イベント開催時の必要な感染防止策」への取組を徹底する。</p>	1万人超	収容人数の50%以内
全国的又は広域的な人の移動が見込まれない かつ 参加者がおおよそ把握できる		1万人以下	5,000人 又は 収容人数の50%以内 どちらか小さい方を限度 十分な人ととの間隔（1m）を設けることとする ※当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する
定員設定なし			

③ 広域的なお祭り・野外フェス等の「全国的・広域的な人の移動が見込まれるイベント」、「参加者の把握が困難なイベント」の開催について

必要な感染防止策（P.2.3）に加え、下記の条件が全て担保される場合には、「十分な人ととの間隔を設けること」に該当し、開催可能。

具体的な条件（感染防止策）

- ① 身体的距離の確保
 - ・移動時の適切な対人距離の確保
 - ・区画当たりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
 - ・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信
- ② 密集の回避
 - ・誘導人員の配備
 - ・時差・分散措置を講じた入退場
- ③ 飲食制限
 - ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 - ・休憩期間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
 - ・過度な飲酒の自粛
- ④ 大声を出さないことの担保
 - ・大声を出すものがいた場合、個別に注意ができる体制
- ⑤ 催物前後の行動管理
 - ・イベント前後の感染防止の注意喚起
 - ・可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
- ⑥ 連絡先の把握
 - ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - ・「接触確認アプリ(COCOA)」ダウンロードや「とちまる安心通知(栃木県新型コロナ対策バーソナルサポート)」のLINE友達登録促進
 - ・栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施と「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ

Go To キャンペーン事業への対応について

国の動き等

► 菅首相は、11月21日の第47回新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染者の急増を受け、Go To キャンペーン事業の運用を見直す考えを表明した。

► Go To トラベル事業について、感染拡大地域（※）を目的地とする旅行の新規予約を一時停止する措置を導入。一時停止に当たっては、まずは都道府県知事が判断し、政府が最終決定する。

► Go To Eat事業について、食事券発行やポイント利用の一時停止について、都道府県に検討を要請する。

► 本県の感染状況は、国の分科会がまとめた感染状況の指標ステージ3に相当するものではない。

現時点での対応について（案）

○ Go To トラベル

・本県の感染状況等から、現時点で感染拡大地域を目的地とする旅行の新規予約の一時停止は行わない。
・なお、今後、国から運用方針等が示された場合、その方針等に沿って対応を検討していく。

○ Go To Eat

・本県の感染状況等から、現時点で食事券の新規発行やポイント利用の一時停止、人數制限などの措置は行わない。

○改めて、「3つの密」の回避や換気など、感染リスクを低める行動を推奨し、感染拡大防止に努めていく。

※ 感染拡大地域は、国の分科会が今年8月に示した感染状況の4つのステージのうち、2番目に深刻なステージ3相当かが判断材料となる。

業界団体等と連携し、感染防止対策を徹底

△ 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」業界団体に対し、傘下事業者への感染防止対策の呼びかけを依頼



- 【取組例】
- ①「感染防止対策に係る留意点」の配布（資料は県が作成）
 - ②年末年始等の業界誌等への感染防止対策の掲載
 - ③LINEを活用した「とちまる安心通知」への参加など

※宣言団体 約250団体

県社交飲食業生活衛生同業組合、県興行生活衛生同業組合、県遊技業協同組合、県商工会議所連合会、
県商工会連合会（ほか）

△ 業界団体に対し、Web等による感染防止に係る研修の実施を呼びかけ、県が講師派遣や資料提供を協力

△ 新型コロナ事業連携協定事業者等に対し、感染防止対策に係る県民への情報発信を依頼
【協力事業者】
・ヤマゼンコミュニケーションズ（株）、（株）新朝プレス、（株）カレンテックス

